

「受注者等における浄水場への入門に関する要綱」の申請にかかる提出資料について

1. 第2条第1項第7号 身分証明書	①社員証	顔写真付きであること。	
	②運転免許証		
	③マイナンバーカード	マイナンバー通知カードではなく、顔写真付きのマイナンバーカードであること。 ※写しを提出する際、個人番号は必ず黒塗りしてください。	
	④パスポート		
	⑤その他法令等に基づき取得が義務付けられている資格免状等で顔写真付きのもの	危険物取扱者免状、電気工事士免状、工事担任者資格者証、無線従事者免許証、消防設備士免状など。	
	⑥顔写真付きで身分を証明したもの	A. 上記①の社員証において、顔写真付きでない場合は、社員証に記載してある内容を別用紙に記載し、その用紙に顔写真を貼り、顔写真への割印を含め、社印を押印したものを社員証に代えることができます。（代替社員証のイメージとして「受注者の浄水場における入出門に関する要綱」の様式4の入門許可証のイメージ） B. 上記①～⑤の証明書がなく、なおかつ社員証を保有していない者の身分証明については、氏名、雇用形態（アルバイトやパート等については雇用期間を明記）を明記し、顔写真を貼ったうえで、上記Aと同様に割印を含め社印を押印したものを証明書に代えることができる。	
2. 第4条第1項第3号 受注者と契約関係にある者の当該受注者と請負又は業務委託に関する契約関係を明らかにする書類  ※受注者とは…本市と請負又は業務委託契約を締結した者をいう。	(1) 受注者と受注者に勤務する者の関係を証明する書類	①社員証の写し	顔写真付きでないものでも可。 ※正規入門申請時において、上記1①を提出する場合については、当該社員証の写しの提出は不要です。
		②健康保険証の写し	受注者の商号が記載されているものに限る。（例：〇〇会社健康保険組合）
		③会社が発行する雇用証明書	2(1)①・②の写し以外で、入門者名簿に記載されている入門予定者と会社との関係を証明する書類として、会社が入門予定者の氏名、雇用形態（アルバイトやパート等については雇用期間を明記）を明記し、社印を押印したものを証明書にすることができます。 ※正規入門申請時において、上記1⑥を提出する場合については、当該雇用証明書の提出は不要です。
	(2) 再委託先・グループ会社等との当該契約関係を証明する書類	④再委託業者通知書	受注者から下請け業者やグループ会社等へ再委託する場合、受注者と再委託する業者との当該契約にかかる関係が明らかになる書類の提出が必要です。
		⑤施工体系図（社印を押印したもの）	※再委託先がさらに再委託する場合も同様の書類が必要となります。 ※請負又は業務委託契約にかかる当局に提出が必要な書類で、当該契約にかかる関係が明らかになる書類があれば、その写しで結構です。
		⑥注文書・注文請書	グループ会社等で、受注者との当該契約にかかる関係が明らかになる書類が無い場合、受注者が当該契約名称と契約相手方を明記し、社印を押印したものを証明書にすることができます。
		⑦会社が発行する当該契約関係を証明する書類	※再委託先がさらに再委託する場合も同様の書類が必要となります。 ※原則、社印の押印としますが、それにより難しい場合については受注者の業務責任者又は現場代理人の押印でも可とします。

※上記内容に対して不明な点がございましたら、所管の浄水場庶務担当へお問い合わせください。